

地域共助型生活交通導入ガイドライン



平成 30(2018)年 10 月
栃木県

はじめに

我が国では、超高齢社会を迎え、特に地方における住民の移動手段の確保が課題となっています。平成25年末には、交通に関する基本理念等からなる「交通政策基本法」が施行され、今後の取り組むべき方向性が示されたところです。栃木県においても、モータリゼーションの進行や低密度市街地の拡大等を背景とした公共交通の衰退、高齢者の運転による交通事故の増加に伴い昨年1年間の運転免許証自主返納者数が過去最多となるなど、日常生活を支える公共交通（生活交通）に対して社会的な期待は高まる一方です。

これに対し、県では、市町や交通事業者と協力して生活交通の維持・充実や利用促進に向けた各種施策に取り組んでおり、県内の公共交通空白地域の解消に向けて、バス路線を維持するほか、区域運行によるデマンド交通の普及を促進させるなど、一定の成果が認められてきたところです。

しかしながら、中山間地域や郊外集落等においては、もともと移動需要が低いため、効率的な生活交通の運行が難しく、これまでのようなコミュニティバス路線の延長やデマンド交通の運行区域の拡大ではさらなる公費負担の増加が懸念されるなど、新たな課題が生じています。

このような中、県では、国の地方分権改革推進の流れの中で、県内の全市町村の区域内における自家用有償旅客運送に係る登録事務等の権限移譲を希望し、平成28年4月から栃木県知事に移譲されたところです。

これを踏まえ、自家用有償旅客運送制度におけるNPO法人等が運営する公共交通空白地有償運送を「地域共助型生活交通」と独自に位置付け、デマンド交通等では非効率になりがちな中山間地域や郊外集落等における地域の需要に見合った持続可能な生活交通を確保することを目的として、「地域共助型生活交通導入ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインが、市町村の公共交通部署の担当者だけでなく、地域の共助・互助による移動手段を確保しようとする地域やNPO法人等の団体の方に役立てていただくことにより、地域の生活交通を「創り」・「守り」・「育てる」上での一助となり、すべての方々の安心で充実した暮らしが次世代のこどもたちにも永く引き継がれていくことを期待するものです。

平成30(2018)年10月

栃木県県土整備部長

< 目次 >

はじめに

I. 地域共助型生活交通をとりまく背景.....	I-1
1. 栃木県における道路・交通ネットワークの現状.....	I-1
(1) 栃木県における道路ネットワークの現状.....	I-1
(2) 栃木県における交通ネットワークの現状.....	I-2
(3) 公共交通空白地域の状況.....	I-4
2. 移動手段の確保策の分類.....	I-7
(1) 利用者特性と輸送密度による分類.....	I-7
(2) 道路運送法に基づく分類.....	I-10
3. 地域共助型生活交通に関する動向.....	I-11
(1) 地域共助型生活交通を取り巻く環境の変化.....	I-11
(2) 移譲された事務・権限の概要.....	I-12
4. 栃木県における地域共助型生活交通の必要性.....	I-13
(1) 栃木県の道路・交通ビジョンにおける位置づけ.....	I-13
(2) これから地域共助型生活交通を導入するメリット.....	I-14
II. 地域共助型生活交通について.....	II-1
1. 地域共助型生活交通の概要.....	II-1
(1) 自家用有償旅客運送の種類.....	II-1
(2) 地域共助型生活交通の概要.....	II-2
2. 地域共助型生活交通による運送のイメージ.....	II-5
III. 地域共助型生活交通の導入事例.....	III-1
1. 事例の特徴.....	III-1
(1) 全国の導入地域の分布.....	III-1
(2) 導入地域の基本情報.....	III-3
(3) 運行エリア.....	III-4
(4) 運行サービス.....	III-7
(5) 収支状況.....	III-10
(6) 運行の実態.....	III-15
(7) 事例から見た運営の工夫.....	III-19
2. 代表的な事例.....	III-20
(1) 代表事例.....	III-20
(2) 富山県 高岡(たかおか)市 小勢(おぜ)地区.....	III-21
(3) 長野県 上伊那(かみいな)郡 中川(なかがわ)村.....	III-23
(4) 愛知県 北設楽(きたしたら)郡 設楽(したら)町 津具(つぐ)地区.....	III-25
(5) 参考：その他の地域.....	III-27
3. 導入・運営に当たってのポイント.....	III-29
(1) 導入のポイント.....	III-29
(2) 運営のポイント.....	III-29

IV. 地域共助型生活交通の導入検討の手法.....	IV-1
1. 検討の流れ.....	IV-1
2. 検討の具体的な手法.....	IV-2
(1) 地域の課題整理.....	IV-2
(2) 需要調査.....	IV-5
(3) 関係者との確認・調整.....	IV-7
(4) 運行形態の検討.....	IV-10
(5) 運行体制の構築.....	IV-36
3. 登録申請.....	IV-44
(1) 道路運送法に基づく登録申請.....	IV-44
(2) 登録の更新.....	IV-46
(3) 変更登録の申請.....	IV-47
V. 導入後の運行管理.....	V-1
1. 運行管理体制の整備.....	V-1
(1) 運行管理の責任者の選任.....	V-1
(2) 運転者の安全教育・運転者台帳の整備.....	V-2
2. 車両の管理.....	V-4
(1) 整備管理の責任者の選任.....	V-4
(2) 整備の定期点検等.....	V-5
(3) 車両への表示.....	V-5
3. 日常的な運行管理.....	V-6
(1) 乗務時の運行管理.....	V-6
(2) 乗務記録の作成.....	V-6
4. 事故発生時の対応.....	V-7
(1) 事故の報告.....	V-7
(2) 事故に関する記録.....	V-8
5. 苦情の処理.....	V-9

参考資料

1. 住民向けアンケート参考様式
2. 県及び市町の連絡窓口一覧

栃木県では、道路運送法第78条第2号に規定された自家用有償旅客運送のうち、NPO法人等が主体的に運営する「公共交通空白地有償運送」を「地域共助型生活交通」と位置づけています。

そのため、本ガイドラインでは、「公共交通空白地有償運送」を、「地域共助型生活交通」と表記しています。